



栃木県公報

平成27年
3月31日(火)
午外
第18号

四 次

週 間

○栃木県行政組織規程の一部改正..... 1

憲 法

栃木県規則第十七号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田富一

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程（昭和三十九年栃木県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表二経営管理部の部管財課の項中「管理担当」の下に「、庁舎整備担当」を加え、同表二県民生活部の部県民文化課の項の次に次のように加える。

危機管理課	総務企画担当、災害対策担当
-------	---------------

第九条第一項の表二県民生活部の部消防防災課の項中「消防担当」を「消防救急担当、地域防災担当」に改め、同部原子力災害対策室の項を削り、同表五保健福祉部の部医療政策課の項中「在宅・地域医療担当」を「在宅医療・介護連携担当、地域医療担当」に改め、同部こども政策課の項中「、保育指導担当」を削り、「母子保健担当」の下に「、子ども・子育て支援班」を加え、同部ねんりんピック推進室の項を削り、同表六産業労働観光部の部労働政策課の項中「職業能力開発・全国技能大会担当」を「職業能力開発担当」に改め、同表八県土整備部の部道路保全課の項中「道路補修担当」を「計画保全担当」に改め、同部総合スポーツセンター整備室の項中「整備推進担当」を「事業管理担当、整備推進担当」に改め、同表第二項の表消防防災課の項を削り、同表医療政策課の項中「医療政策課」を「保健福祉課」に改め、同表工業振興課の項の次に次のように加える。

労働政策課	技能五輪・アビリティンピック推進室
-------	-------------------

第九条第二項の表工業振興課の項を削る。
 第十条の表会計管理課の項中「、システム管理担当」を削る。
 第十二条第一項の表総合政策部の部総合政策課の項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。
 十一 まち・ひと・しごと創生に関すること（地域振興課の所掌する事務を除く。）。
 十二 国土強靭化の推進に関すること。
 第十二条第一項の表総合政策部の部地域振興課の項中第十九号を第二十号とし、第九号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。
 九 まち・ひと・しごと創生に関すること（市町村の支援等に関する事務を除く。）
 第十二条第一項の表経営管理部の部文書学事課の項第十一号中「こと」の下に「（こども政策課の所掌するものを除く。）」を加え、同項第十三号中「もの」の下に「及びこども政策課の所掌するもの」を加え、同項に次の一号を加える。

二十二 総合教育会議に關すること。

第十二条第一項の表県民生活部の部消防防災課の項及び原子力災害対策室の項を次のように改める。

危機管理課

一 危機管理の総合調整に關すること。

二 災害対策基本法の施行に關すること。

三 災害救助法の施行に關すること。

四 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に關すること。

五 被災者生活再建支援法の施行に關すること。

六 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に關すること。

七 自衛隊法第百二条の規定に基づく防衛出動時の物資の収用等に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、災害の対策に關すること。

消防防災課

一 消防組織法の施行に關すること。

二 消防法の施行に關すること。

三 防災行政ネットワークに關すること。

四 航空消防防災業務に關すること。

五 消防関係団体の指導に關すること。

六 消防庁に係る叙位、叙勳及び褒章に關すること。

七 栃木県消防学校に關すること。

八 前各号に掲げるもののほか、災害対応及び消防の対策に關すること。

第十二条第一項の表県民生活部の部くらし安全安心課の項第二号中「交通安全思想の普及」を「交通安全意識の啓発」に改め、同項に次の一号を加える。

二十四 食品表示法の施行に關すること（食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興を図るために必要な表示事項に係るものに限る。）。

第十二条第一項の表県民生活部の部統計課の項第十二号中「統計思想の普及」を「統計の普及啓発」に改め、同部人権・青少年男女参画課の項に次の一号を加える。

二十二 栃木県いじめ再調査委員会条例の施行に關すること。

第十二条第一項の表環境森林部の部環境保全課の項第十号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同部自然環境課の項第九号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同部廃棄物対策課の項第十号中「（廃棄物の処理に關するものに限る。）」を削り、同部森林整備課の項中第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表保健福祉部の部保健福祉課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に關すること。

第十二条第一項の表保健福祉部の部保健福祉課の項に次の四号を加える。

二十五 県立病院の管理及び経営に關すること。

二十六 栃木県立岡本台病院に關すること。

二十七 栃木県立がんセンターに關すること。

二十八 どちぎりハビリテーションセンターに關すること（地方公営企業法の適用を受けるものに限る。）。

第十二条第一項の表保健福祉部の部医療政策課の項中第二十一号から第二十四号までを削り、第二十号を第三十一号とし、第十五号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行に關すること（高齢対策課の所掌するものを除く。）。

第十二条第一項の表保健福祉部の部高齢対策課の項中第二十四号を第二十七号とし、第二十二号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 どちぎ生涯現役シニア応援センターに關すること。

第十二条第一項の表保健福祉部の部高齢対策課の項第二十二号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十一号を第二十三号とし、第七号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行に関すること（介護に係るものに限る。）。

八 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。

第十二条第一項の表保健福祉部の部健康増進課の項第九号中「特定疾患」を「難病の患者に対する医療等に関する法律の施行」に改め、同項第十二号中「消防防災課」を「危機管理課」に改め、同項第十七号中「小児慢性特定疾患」を「小児慢性特定疾病」に改め、同項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 食品表示法の施行に関すること（健康の増進を図るために必要な表示事項に係るものに限る。）。

第十二条第一項の表保健福祉部の部障害福祉課の項中第二十一号を第二十二号とし、第二号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

二十 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関すること。

第十二条第一項の表保健福祉部の部こども政策課の項第十九号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号の次に次の二号を加える。

二十一 私立学校関係法の施行に関すること（幼稚園又は幼保連携型認定こども園のみの設置を目的とする学校法人に係るものに限る。次号において同じ。）。

二十二 文部科学省に係る叙位、叙勲及び褒章に関すること。

第十二条第一項の表保健福祉部の部生活衛生課の項中第二十号を第二十一号とし、第二十九号を第二十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を削り、第二十六号を第二十八号とし、第十七号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の二号を加える。

二十三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関すること。

二十四 食品表示法の施行に関すること（くらし安全安心課及び健康増進課の所掌するものを除く。）。

第十二条第一項の表保健福祉部の部業務課の項第一号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同部国保医療課の項第二号中「（保健福祉課の所掌するものを除く。）」を削り、同部ねんりんピック推進室の項を削る。

二十五 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行に関すること。

二十六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に関すること。

二十七 過労死等防止対策推進法の施行に関すること。

二十八 第十二条第一項の表農業労働観光部の部労働政策課の項中第二十一号を第二十五号とし、第五号から第二十一号までを三号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の三号を加える。

二十九 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行に関すること。

三十 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること。

三十一 第十二条第一項の表県土整備部の部都市計画課の項第十六号中「（都市再生整備計画事業に係るものに限る。）」を削る。

三十二 第十二条第一項の表県土整備部の部建築課の項中第二十五号を第二十六号とし、第十五号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

三十三 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関すること（除外の必要性に係る認定及び容積率の特例に関するものに限る。）。

三十四 第十二条第一項の表県土整備部の部住宅課の項第二十四号を次のように改める。

三十五 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関すること（特定行政庁の事務を除く。）。

三十六 第十八条の二及び第十八条の三を次のように改める。

三十七 第十八条の二及び第十八条の三 削除

三十八 第十九条の二第二項の表環境部の部環境企画課の項第六号中「及び」の下に「管理並びに」を加え、同部環境対策課の項第十一号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

三十九 第十九条の四の表環境対策課の項第十五号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に改める。

する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

第十九条の五第二項の表管理課の項第四号中「及び」の下に「管理並びに」を加える。

第二十条第二項の表総務福祉部の部福祉指導課の項第一号中「社会福祉法人」の下に「、有料老人ホーム」を加え、同項中第十八号を第十九号とし、第七号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による養介護施設の指導等に関すること。

第二十条第二項の表総務福祉部の部生活福祉課の項に次の一号を加える。

二 生活困窮者自立支援法の規定による生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計相談支援事業及び生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業に関すること。

第二十条第六項の表総務企画担当の項第一号中「第十五号」を「第十六号」に改める。

第二十条の二第三項の表福祉指導課の項第四号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同表生活福祉課の項第二号中「中国残留邦人等の円滑な帰国」の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国」の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第二十条の三第三項の表健康対策課の項中第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 食品表示に関するこ（健康の増進を図るために必要な表示事項に係るものに限る。）。

第二十条の三第三項の表生活衛生課の項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 食品表示に関するこ（健康の保護を図るために必要な表示事項に係るものに限る。）。

第二十条の三第五項第八号中「前二号」を「第五号から前号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 食品表示に関するこ（健康の保護を図るために必要な表示事項に係るものに限る。）。

第三十二条第二項の表建築指導担当の部第二号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

第三十四条の表保健福祉部の部保健福祉課の項及び医療政策課の項を次のように改める。

医 療 政 策 課	保 健 福 祉 課	栃木県保健環境センター
		栃木県立岡本台病院
医 療 政 策 課		栃木県立がんセンター
		栃木県立衛生福祉大학교
		栃木県県南高等看護専門学院

第四十条の三第二項及び同条第四項の表管理部の部普及資料課の項中「普及資料課」を「教育公報課」に改める。

第五十条第二項中「及び相談支援課」を「、相談支援課及び発達・高次脳機能障害支援課」に改め、同条第四項の表施設部の部自立支援課の項第一号中「指導及び訓練」を「訓練及び支援」に改める。

第九十二条の表経営管理部の部職員厚生課の項中「職員厚生課」を「職員総務課」に改め、同表県民生活部の部県民文化課の項の次に次のように加える。

危機管理課	栃木県防災会議 栃木県国民保護協議会
-------	-----------------------

第九十三条の表県民生活部の部消防防災課の項を次のように改める。

消防防災課	栃木県救急搬送受入協議会
-------	--------------

第九十三条の表県民生活部の部人権・青少年男女参画課の項を次のように改める。

人権・青少年男女参画課	栃木県人権施策推進審議会
	栃木県青少年健全育成審議会
	栃木県男女共同参画審議会

栃木県いじめ再調査委員会

第九十三条の表保健福祉部の部保健福祉課の項中

「栃木県社会福祉協議会」

を

栃木県社会福祉協議会
地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会

に改め、同部医療政策課の項中「栃木県救急医療運営協

議会」を「栃木県救急・災害医療運営協議会」に改め、同部健康増進課の項中

栃木県感染症診査協議会
委員会

「栃木県社会福祉協議会」

に改め、同部医療政策課の項中「栃木県救急医療運営協

議会」を「栃木県救急・災害医療運営協議会」に改め、同部健康増進課の項中

栃木県感染症診査協議会
栃木県小児慢性特定疾病審査会

「栃木県社会福祉協議会」

を

に改め、同部障害福祉課の項の次に次のように加える。

こども政策課	栃木県子ども・子育て審議会
--------	---------------

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十一條第一項の表環境森林部の部自然環境課の項第九号、第十九條の三第二項の表環境部の部環境企画課の項第六号及び第十九條の五第二項の表管理課の項第四号の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

(人事課)